

変更後				
1. 基本的な事項 略 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 略 (1)～(2) 略 (3)計画 略 3. 産業の振興 略 (1)～(2) 略 (3)計画				
区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略		
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 県営畑地帯総合整備事業島原・深江地区により整備された畑地かんがい施設（深井戸ポンプ）の長寿命化対策を行い、長期的な説維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。	県	
		農業水利施設ストックマネジメント事業 三会原土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和4年ソフト（機能診断・計画策定）、ソフト事業の結果により令和5年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		農業水利施設ストックマネジメント事業 川内土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和6年ソフト（機能診断・計画策定）、ソフト事業の結果により令和7年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	追加
		農業水利施設ストックマネジメント事業 柏野佐野土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和7年ソフト（機能診断・計画策定）、ソフト事業の結果により令和8年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	追加
		農業水利施設ストックマネジメント事業 島原深江土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和3年ソフト（機能診断・計画策定、南島原市対応）、ソフトの結果により令和4年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 （深底地区） 機能保全計画を作成し、劣化した施設を計画的に改修することにより、ため池の防災機能の発揮と、持続的な農業の発展を図る。	市	
		農業用施設等改修事業 農道・河川の改修工事に係る設計	市	追加
		農業用施設等改修事業 農道・河川の改修工事	市	
		略		

変更前				
1. 基本的な事項 略 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 略 (1)～(2) 略 (3)計画 略 3. 産業の振興 略 (1)～(2) 略 (3)計画				
区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 (農業)	略		
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 県営畑地帯総合整備事業島原・深江地区により整備された畑地かんがい施設（深井戸ポンプ）の長寿命化対策を行い、長期的な説維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。	県	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 三会原土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和4年ソフト（機能診断・計画策定）、ソフト事業の結果により令和5年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		追加		
		追加		
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 島原深江土地改良区において、農業水利施設の機能診断・計画策定をし、これに基づく施設の更新・保全対策を行い、長期的な維持管理コストの縮減と施設機能の安定化を図る。令和3年ソフト（機能診断・計画策定、南島原市対応）、ソフトの結果により令和4年以降ハード事業（改修工事）可能性有り	市、 改良区	
		農業水路等・長寿命化防災減災事業 （深底地区） 機能保全計画を作成し、劣化した施設を計画的に改修することにより、ため池の防災機能の発揮と、持続的な農業の発展を図る。	市	
		追加		
		農業用施設等改修事業 農道・河川の改修工事	市	
		略		

変更後				
2産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	ながさき型スマート産地確立支援事業 園芸産地の品目別戦略を再構築し、コスト縮減、イノベーション普及、労働生産性向上、定時・定量・定質出荷体制強化、経営資源有効活用等を支援する。	生産組合	
		<u>ながさき産地基盤整備・強靱化事業</u> <u>令和4年度まで実施された「ながさき型スマート産地確立支援事業」の組替により実施されるもので、施設の強靱化・遊休施設の移転等を中心に支援する。</u>	生産組合	追加
		<u>ながさき農業デジタル化促進事業</u> <u>令和4年度まで実施された「ながさき型スマート産地確立支援事業」の組替により実施されるもので、データ駆動型技術・自動化技術等を中心に支援する。</u>	生産組合	追加
		産地生産基盤パワーアップ事業 産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用等により、産地の高収益化と園芸作物等の生産基盤の強化を図る。	農業者、 農業法人、 農協、 生産組合	
	略			
	(1) 基盤整備 (林業)	略		
	(1) 基盤整備 (水産業)	略		
		藻類養殖施設及び加工施設整備 人工藻場としての機能を有する藻類養殖施設整備への支援と、生産された藻類や漁獲された魚介類の加工施設整備への支	漁協	
		<u>漁業と漁村を支える人づくり事業等</u> 地域の実情に沿った新規就業者の定着促進を図るため、新たに漁業を始める者で市が就業定着の意欲と能力があると認めた者に対し、技術研修期間中に必要な経費の支援や漁協正組合員の資格を取得した者に奨励金を支出する。	市、漁協	
		漁港施設修繕・委託事業 老朽化した漁港施設及び海岸保全施設の維持・改修・港内の浚渫等及び漂着流木の除去を行い、漁港施設等の機能の維持を	市	
	(2) 漁港施設	略		
	(9) 観光又はレクリエーション	島原城整備事業 ・天守閣整備 エレベーター設置、冷暖房設備整備 外壁・瓦・サッシ改修、展示ケース・照明改修 <u>・床改修</u>	市	
		・矢狭間塀改修 <u>・西の櫓外壁改修</u> <u>・城内整備</u> <u>高木剪定</u> ・西堀端整備 トイレ改修		
		温泉給湯事業 ○温泉供給設備の更新事業 ・温泉配湯管及び熱源送湯管移設・撤去工事（令和3年） ・元池源泉引湯管更新（令和4年） ・テレメータ装置の更新（令和5年） ・電磁流量計等計測装置更新（令和7年）	市	
		略		
		ゆとろぎの湯管理事業 本市の重要な観光資源である「島原温泉」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 （事業の必要性） 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 （見込まれる効果） 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	市	
		白土湖整備事業 ・水草処理事業 面積 A=1.0ha ・利活用整備事業 面積 A=1.0ha	市	
		公園緑地整備事業 公園・緑地 93か所	市	
		略		

変更前				
2産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	ながさき型スマート産地確立支援事業 園芸産地の品目別戦略を再構築し、コスト縮減、イノベーション普及、労働生産性向上、定時・定量・定質出荷体制強化、経営資源有効活用等を支援する。	生産組合	
		追加		
		追加		
		産地生産基盤パワーアップ事業 産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用等により、産地の高収益化と園芸作物等の生産基盤の強化を図る。	農業者、 農業法人、 農協、 生産組合	
	略			
	(1) 基盤整備 (林業)	略		
	(1) 基盤整備 (水産業)	略		
		藻類養殖施設及び加工施設整備 人工藻場としての機能を有する藻類養殖施設整備への支援と、生産された藻類や漁獲された魚介類の加工施設整備への支	漁協	
		<u>ひとが創る持続可能な漁村推進事業等</u> 地域の実情に沿った新規就業者の定着促進を図るため、新たに漁業を始める者で市が就業定着の意欲と能力があると認めた者に対し、技術研修期間中に必要な経費の支援や漁協正組合員の資格を取得した者に奨励金を支出する。	市、漁協	
		漁港施設修繕・委託事業 老朽化した漁港施設及び海岸保全施設の維持・改修・港内の浚渫等及び漂着流木の除去を行い、漁港施設等の機能の維持を	市	
	(2) 漁港施設	略		
	(9) 観光又はレクリエーション	島原城整備事業 ・天守閣整備 エレベーター設置、冷暖房設備整備 外壁・瓦・サッシ改修、展示ケース・照明改修 _____	市	
		・矢狭間塀改修 _____ ・西堀端整備 トイレ改修		
		温泉給湯事業 ○温泉供給設備の更新事業 ・温泉配湯管及び熱源送湯管移設・撤去工事（令和3年） ・元池源泉引湯管更新（令和4年） ・テレメータ装置の更新（令和5年） ・電磁流量計等計測装置更新（令和7年）	市	
		略		
		ゆとろぎの湯管理事業 本市の重要な観光資源である「島原温泉」の維持・管理（修繕・備品購入等）を行う。 （事業の必要性） 誘客対策と観光活性化のため、適切な施設の維持管理が必要である。 （見込まれる効果） 観光客の増加や滞在時間の延長により、地域経済の活性化が図られる。	市	
		白土湖 <u>水草処理</u> 事業 _____ 面積 A=1.0ha _____ _____		
		公園緑地整備事業 公園・緑地 93か所	市	
		略		

変更後				
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣（イノシシ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	
		人・農地プラン事業（R5から地域計画推進事業、（農業次世代事業分離）） <u>農業振興地域内のすべての農地において10年後の農地利用者を明確にし、農地の受け手を幅広く確保しつつ農地中間管理機構を活用した農地の集約化の仕組みを整えるため、「地域計画」を令和6年度末までに市町が策定する。</u> (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) <u>農作業の効率化により、手間や時間、生産コストが減り、継続的な農地利用が図られる。</u> ※地域計画：地域の将来の農業のあり方、農地の効率のかつ総合的な利用に関する目標等を定めたもの。 (目標とする農地利用の姿を示した地図「目標地図」を含む)	市、 協議会	
		農業次世代人材投資事業（R4以降の認定は「経営開始資金」） ※R5から人・農地プラン事業より分離 次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行 (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。	農業者	
	略			
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		
(4) 略		略		

変更前				
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣（イノシシ、カラス、ヒヨドリ等）による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、 協議会	
		人・農地プラン事業（R5から地域計画推進事業、（農業次世代事業分離）） <u>持続的で力強い農業構造を実現するため、青年層の新規就農者の確保や地域の中核となる担い手への農地の集積を加速化し、農業の競争力・体質強化を図る。</u> <u>・人・農地プラン見直し支援、地域計画策定・推進</u> <u>・次世代人材投資事業 1年～3年 年間150万円</u> <u>4年～5年 年間120万円</u> <u>※令和4年度以降の認定者は1年～3年 年間150万円の</u> <u>み</u> (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) <u>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着や担い手への農地集積が図られる。</u> _____ _____	市、 協議会	
		農業次世代人材投資事業（R4以降の認定は「経営開始資金」） ※R5から人・農地プラン事業より分離 次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行 (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。	農業者	
	略			
2産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略		
	(10)過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略		
(4) 略		略		

変更後				
4. 地域における情報化				
略				
(1)～(3) 略				
5. 交通施設の整備、交通樹段の確保				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略		
		広馬場・二中・新山線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		広馬場・二中・新山線舗装工事 L=200m W=5.0m	市	追加
		高島丁・萩原線舗装改良工事 L=150m W=3.5m	市	
		略		
		松崎線舗装工事 L=300m W=5.0m	市	
		向ノ原2号線改良工事 L=200m W=4.0m	市	
		原口油堀1号線改良工事 L=1,000m W=4.0m	市	
		略		
		札の元白谷線改良工事 L=350m W=7.0m	市	
		城内1号線舗装維持工事 L=90.0m W=6.0m	市	
		城内8号線改良舗装工事 L=90.0m W=5.0m	市	
		城内城西中の町線改良工事 L=40.0m W=7.2m	市	追加
		野田横線改良工事 L=50.0m W=5.0m	市	追加
		前浜・大道線改良工事 L=150.0m W=6.5m	市	追加
		向ノ原・甲石線路肩維持工事 L=250m W=3.0m	市	
		略		
		自転車歩行者専用道路整備事業（改修工事費）	市	
		道路整備事業費負担金 県営事業負担金（一般国道251号関係） ・令和3年 市道大手原出の川線改良工事 ・令和4年・令和5年 一般国道251号整備事業に係る 流末工事 ・令和6年・令和7年 一般国道251号整備事業に係る 工事 ・令和4年～令和6年 県道島原湊停車場線整備事業に 係る工事 ・令和6年～令和7年 県道礪石原松尾停車場線整備事業 に係る工事	県	
		壺南山ノ神線整備事業 道路改良L=360m W=16m	市	
		略		

変更前				
4. 地域における情報化				
略				
(1)～(2) 略				
5. 交通施設の整備、交通樹段の確保				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	略		
		広馬場・二中・新山線改良工事 L=200m W=5.0m	市	
		追加		
		高島丁・萩原線舗装改良工事 L=150m W=3.5m	市	
		略		
		松崎線舗装工事 L=300m W=5.0m	市	
		向ノ原2号線舗装工事 L=200m W=4.0m	市	
		原口油堀1号線改良工事 L=1,000m W=4.0m	市	
		略		
		札の元白谷線改良工事 L=350m W=7.0m	市	
		城内1号線改良舗装工事 L=90.0m W=6.0m	市	
		城内8号線改良舗装工事 L=90.0m W=5.0m	市	
		追加		
		追加		
		追加		
		向ノ原・甲石線路肩維持工事 L=250m W=3.0m	市	
		略		
		自転車歩行者専用道路整備事業（改修工事費）	市	
		道路整備事業費負担金 県営事業負担金（一般国道251号関係） ・令和3年 市道大手原出の川線改良工事 ・令和4年・令和5年 一般国道251号整備事業に係る 流末工事 ・令和6年・令和7年 一般国道251号整備事業に係る 工事 ・令和4年～令和6年 県道島原湊停車場線整備事業に 係る工事	県	
		壺南山ノ神線整備事業 道路改良L=360m W=16m	市	
		略		

変更後

4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (橋りょう)	略		
		北川橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.7m	市	
		有明橋橋梁改修工事 L=33.3m W=7.7m	市	追加
		金剛寺橋橋梁改修工事 L=9.1m W=4.0m	市	追加
		成山橋橋梁改修工事 L=3.3m W=3.1m	市	追加
		白水川橋橋梁改修工事 L=5.0m W=2.5m	市	追加
	(2)農道	略		
(5)鉄道施設等 (鉄道施設)	略			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略			

6.生活環境の整備

略

汚水処理対策については、健康で快適な市民生活に必要不可欠な課題であるため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進を進める必要がある。

略

(1)現状と課題

略

②(下水道等)

本市における汚水処理対策については、整備済みのコミュニティプラント2か所の他に、浄化槽設置整備事業などにより進めているが、令和4年度末時点での汚水処理人口普及率は53.3%と低く、現状では河川や海の汚染が懸念されている。生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、環境への負担を軽減し、豊かで優れた自然環境を保全するため、引き続き、合併処理浄化槽の設置を推進していく必要がある。

略

(2)その対策

略

②(下水道等)

・生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、引き続き、合併処理浄化槽の設置を推進する。併せて、公共浄化槽など地域の特性を考慮した汚水処理対策の推進についても検討を行う。

略

(3)計画

区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
5生活環境の整備	(1)水道施設 (上水道)	略		
	(2)下水処理施設 (その他)	略		
	(3)廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	略		
	(4)火葬場	略		

変更前

4交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (橋りょう)	略		
		北川橋橋梁改修工事 L=9.0m W=3.7m	市	
		追加		
		追加		
		追加		
		追加		
	(2)農道	略		
	(5)鉄道施設等 (鉄道施設)	略		
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略			
(9)過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略			

6．生活環境の整備

略

汚水処理施設の整備については、健康で快適な市民生活のための環境づくりのため必要不可欠な課題であり、下水道計画の見直しを含め対策を講じていく必要がある。

略

(1) 現状と課題

略

②（下水道）

本市における汚水処理施設の整備については、整備済みのコミュニティプラント2か所の他に、浄化槽設置整備事業などにより進めているが、令和元年度末時点での汚水処理人口普及率は46.9%と低く、現状では河川や海の汚染が懸念されている。生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、環境への負担を軽減し、豊かで優れた自然環境を保全するため、引き続き、浄化槽の設置を推進するとともに、今後はより効率的な汚水処理対策を図る必要がある。

略

(1) 現状と課題

略

②（下水道）

・生活環境の保全と公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を守るために、引き続き、合併処理浄化槽の設置を推進する。併せて、公共浄化槽など地域の特性を考慮した汚水処理対策の推進に取り組む。

略

(3) 計画

区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備考
5生活環境の整備	(1) 水道施設 (上水道)	略		
	(2) 下水処理施設 (その他)	略		
	(3) 廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	略		
	(4) 火葬場	略		

71頁、5～6
行目（修正）

72頁、②1
～5行目
(修正)

74頁、②1
～3行目
(修正)

71頁、5～6
行目（修正）

72頁、②1
～5行目（修正）

74頁、②1
～3行目（修正）

変更後				
5生活環境の整備	(5) 消防施設	略		
	(6) 公営住宅	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（生活）	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（危険施設撤去）	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（防災・防犯）	略		
	(8) その他	島原市都市公園施設長寿命化計画に伴う更新事業 公園施設の健全度及び緊急度判定により、ライフサイクルコストの削減が図れる施設を対象として遊戯施設などの更新を行う。 公園：45か所 対象施設：一般施設 N=772箇所 遊具 N=136基 土木構造物 N=32箇所 建築物 N=24施設 各種設備（浄化槽） N=11施設 事業期間：令和7年度～令和16年度（10カ年）	市	追加
	広馬場下公有水面埋立整備事業	市		
		公園施設トイレ便器修繕 身障者トイレ便器修繕 10箇所 身障者トイレの便座を温水洗浄機能付き便座に変更しコロナ対策と公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように修繕を行う。	市	
		公園施設トイレ改修事業 壺丘公園トイレ（ <u>テニスコート横</u> ）設計・工事 1件 男女兼用トイレになっており、バリアフリーを兼ねた男女別々のトイレで公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように設計及び建築工事を行う。	市	
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
略				
(1)～(3) 略				
8. 医療の確保				
略				
(1)～(3) 略				
9. 教育の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設（校舎）	略		
	(3) 集会施設、体育施設等（公民館）	公民館整備事業 7 公民館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事、設備等点検	市	
	(3) 集会施設、体育施設等（体育施設）	<u>スポーツ</u> 施設トイレ改修事業	市	
		<u>スポーツ</u> 施設LED照明更新事業	市	
		<u>スポーツ</u> 施設高圧受変電設備改修事業	市	

変更前				
5生活環境の整備	(5) 消防施設	略		
	(6) 公営住宅	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（生活）	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（危険施設撤去）	略		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業（防災・防犯）	略		
	(8) その他	追加		
	広馬場下公有水面埋立整備事業	市		
		公園施設トイレ便器修繕 身障者トイレ便器修繕 10箇所 身障者トイレの便座を温水洗浄機能付き便座に変更しコロナ対策と公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように修繕を行う。	市	
		公園施設トイレ改修事業 壺丘公園トイレ <u>（テニスコート横）</u> 設計・工事 1件 男女兼用トイレになっており、バリアフリーを兼ねた男女別々のトイレで公園利用者や観光客が安心してトイレを利用できるように設計及び建築工事を行う。		
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進				
略				
(1)～(2) 略				
8. 医療の確保				
略				
(1)～(3) 略				
9. 教育の振興				
略				
(1)～(2) 略				
(3) 計画				
区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設（校舎）	略		
	(3) 集会施設、体育施設等（公民館）	公民館整備事業 7 公民館の設備更新・修繕、施設の見直しに伴う工事、設備等点検	市	
	(3) 集会施設、体育施設等（体育施設）	<u>体育</u> 施設トイレ改修事業	市	
		<u>体育</u> 施設LED照明更新事業	市	
		<u>体育</u> 施設高圧受変電設備改修事業	市	

変更後				
8教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		略		
		島原復興アリーナ駐車場街路灯修繕	市	
		島原復興アリーナ空調設備改修事業	市	
		島原復興アリーナシャワー室ガス給湯器取替修繕	市	
		略		
		島原市宮陸上競技場芝刈り機購入	市	
		島原市宮陸上競技場芝管理用機器購入	市	追加
		島原市宮陸上競技場第3種公認用陸上トラック改修	市	
		略		
		島原市立有馬武道館柔道用畳取り替え工事	市	
		島原市立有馬武道館レスリング用マット取り替え工事	市	
		島原市立屋内相撲場LED化	市	
		略		
		島原市有明の森運動公園ナイター照明分電盤修繕	市	
		島原市立温水プール整備事業 監理業務委託	市	追加
		島原市立温水プール整備事業 新築工事	市	追加
		島原市立温水プール整備事業 管理備品購入	市	追加
		島原市立温水プール整備事業 都市ガス引込負担金	市	追加
8教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 (図書館)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (生涯学習・スポーツ)	略		
10. 集落の整備				
略				
(1) ～ (3) 略				
11. 地域文化の振興等				
略				
(1) ～ (3) 略				
12. 再生可能エネルギーの利用の推進				
略				
(1) ～ (3) 略				

変更前				
8教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 (体育施設)	島原復興アリーナサブアリーナ雨漏り修繕	市	
		略		
		島原復興アリーナ駐車場街路灯修繕	市	
		島原復興アリーナメインアリーナ空調修繕	市	
		島原復興アリーナシャワー室ガス給湯器取替修繕	市	
		略		
		島原市宮陸上競技場芝刈り機購入	市	
		追加		
		島原市宮陸上競技場第3種公認用陸上トラック改修	市	
		略		
		島原市立有馬武道館柔道用畳取り替え工事	市	
		島原市立有馬武道館レスリング用畳取り替え工事	市	
		島原市立屋内相撲場LED化	市	
		略		
		島原市有明の森運動公園ナイター照明分電盤修繕	市	
		追加		
		追加		
		追加		
		追加		
8教育の振興	(3) 集会施設、体育施設等 (図書館)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (幼児教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (義務教育)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別 事業 (生涯学習・スポーツ)	略		
10. 集落の整備				
略				
(1) ～ (3) 略				
11. 地域文化の振興等				
略				
(1) ～ (3) 略				
12. 再生可能エネルギーの利用の推進				
略				
(1) ～ (3) 略				

変更後

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

略

(1) ～ (3) 略

事業計画 過疎特別事業分

区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	略		
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (人材育成)	略		
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	略		
		鳥獣被害対策事業 有害鳥獣による農作物への被害防止対策として、猟友会への有害鳥獣駆除の委託や侵入防止効果の高いワイヤーメッシュ柵を設置する。 (事業の必要性) 有害鳥獣(イノシシ、カラス、ヒヨドリ等)による農作物への被害が多く発生し、農業収益の低下と営農意欲の減退を招いている。このため、有害鳥獣の駆除対策や侵入防止対策等に取り組んでいく必要がある。 (見込まれる効果) 有害鳥獣の駆除や侵入防止対策を行うことにより、農作物への被害が減少し、営農意欲の向上と農業経営の安定が図られる。	市、協議会	当該施策の効果は将来に及ぶ
		人・農地プラン事業(R5から地域計画推進事業、(農業次世代事業分離)) 農業振興地域内のすべての農地において10年後の農地利用者を明確にし、農地の受け手を幅広く確保しつつ農地中間管理機構を活用した農地の集約化の仕組みを整えるため、「地域計画」を令和6年度末までに市町が策定する。 (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化や耕作放棄地等未利用農地の増大が懸念される中、青年就農者の確保並びに地域の中核的な担い手に農地集積を推進する必要がある。 (見込まれる効果) 農作業の効率化により、手間や時間、生産コストが減り、継続的な農地利用が図られる。 ※地域計画：地域の将来の農業のあり方、農地の効率のかつ総合的な利用に関する目標等を定めたもの。 (目標とする農地利用の姿を示した地図「目標地図」を含む)	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		農業次世代人材投資事業(R4以降の認定は「経営開始資金」) ※R5から人・農地プラン事業より分離 次世代を担う農業者となることを志向する新規農業者に対して、経営開始型の農業次世代投資資金を交付することにより、今後の農業を支える新規就農者の確保・育成を図る 1年～3年 年間150万円 4年～5年 年間120万円 ※令和4年度以降の認定は「経営開始資金」に移行 (事業の必要性) 地域における農業従事者の高齢化が懸念される中、青年就農者の確保は必要不可欠である。 (見込まれる効果) 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着が見込まれる。	農業者	当該施策の効果は将来に及ぶ
		略		

変更後		
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	略
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	略
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	略
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	略
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	略
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	略
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	略
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	略
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	略
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	略
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	略
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		略

変更前		
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工・6次事業化)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (観光)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (企業誘致)	略
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略
3地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (デジタル技術活用)	略
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (公共交通)	略
4交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (交通施設維持)	略
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (生活)	略
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (危険施設撤去)	略
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 (防災・防犯)	略
6子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (児童福祉)	略
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 (高齢者・障害者福祉)	略
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (自治体病院)	略
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	略
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (幼児教育)	略
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (義務教育)	略
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (生涯学習・スポーツ)	略
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	略
10地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	略
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項		略